

「旭川市道路緑化指針（改定案）」に対して寄せられた御意見と本市の考え方

意見提出期間：平成29年3月29日（水）～平成29年4月27日（木）まで

意見提出者： 1人

※御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため修正等を行っています。

No.	寄せられた御意見	市の考え方
1	<p>第3章 道路緑化方針</p> <p>2. 道路緑化の基本的な考え方</p> <p>①中心市街地の潤いの創出・良好な道路景観や快適な環境を保持する為、整姿せん定に寄る維持管理を行う。</p> <p>②植樹等への適切な植栽・植樹されてい無い植樹帯には、優先度の高い路線から植樹を進める。</p> <p>③幹線道路の緑化・良好な樹形や並木と合わせ、路線事に特徴の有る道路緑化を図る。</p> <p>④特徴有る道路緑化・空港や高速道路等から都心に至る主要道路や観光施設に至る道路の緑化強化し、旭川らしさを感じる道作りを進める。</p> <p>⑤地域に求められる機能を考慮した道路緑化・街路樹の植栽や保全に当たっては、地域特性との調和に十分留意する事とする。</p> <p>第4章 街路樹再生及び保全の基本的考え方</p> <p>1. 計画的更新に寄る街路樹再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、リスクや管理コストの増大が想定される中、将来を見据えて問題の有る街路樹の世代交代を図る為、植栽後の経過年数、樹種、道路状況等を勘案し、計画的な更新を進める。 <p>2. 道路景観づくりや維持管理費の低減の為の管理目標樹高及び樹形の設定・良好な道路景観作りには、道路や建物とバランスの取れた街路樹の創出が不可欠で有り、歩道幅員や車道幅員を考慮した管理目標樹高及び樹形の設定が重要だ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が大きく成長し過ぎると大がかりなせん定と成る事から、樹高抑制の為の選定も必要だ。 ・目標とする最大樹高の目安は、景観形成機能等を十分に発揮させる為、7mから9mを基本とする。 ・歩道幅員が広い場合や景観上重要な路線に付いては、路線の特徴を加味し、十分検討する。 <p>第1章 指針策定の趣旨</p> <p>2. 背景・目的</p>	<p>御意見の内容につきましては、計画案の内容と同様のものであり、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>

(3)本市の街路樹は、植樹後40年前後が経過する物が増えており、之迄都市の緑化に大きく貢献した一方で、その一部は、大木化や老木化しており、道路交通や市民生活の安全性に支障を及ぼす事も有る事から、街路樹再生の為の新たな取り組みが必要な時期を迎えている。

第2章 旭川市における道路緑化の現状と課題

1. 街路樹の定義と歴史的背景（定義）

①街路樹とは、道路用地の中に列状に植栽される高木をいい、その中には植樹帯等の中に中低木等とし併用して植栽される物も含む。

②街路樹は、景観向上、環境保全（生活環境保全、自然環境保全、地球温暖化緩和）、緑陰形成、交通安全（遮光、視線誘導等）、防災等の機能を有し、之らの課題に応じて行く上で、重要な手段として位置付けられている。

（2）歴史的背景

①日本では、古くは並木、並樹、街道樹、行道樹、道路樹、街道並木、往還並木等と言われ、明治には道路並木、昭和に入って今日の様な街路樹と言う名称が使われる様に成る。

②街路樹として初めて市中に植えられた記録は明らかでは有るが、明治初年に神戸外国人居留地にヤナギが植栽され、明治2～3年頃に横浜の海岸通り等の商店街にヤナギが植栽されたのが街路樹の始まりと言われている。

③街路樹の種類を見ると、世界的にはニレ類、スズカケノキ類、シナノキ類、トチノキ類が多く、之らは世界4大街路樹と言われている。日本では、イチョウ、サクラ、ケヤキの3種類が最も多く、北海道ではナナカマド、プラタナス、イチョウが多い種類と成っている。

4. 現状の課題

(1)老木化・大木化に寄る悪影響・市内の街路樹は、植栽後30～40年前後が経過している物が増加しており、その一部には老木化や大木化した物の有る。此の為、根上がり、枯枝の落下や倒木に寄る事故リスクが増大し、道路交通の安全性に影響を及ぼすとともに大量の落葉や電波障害等に寄り、沿線住民の生活に支障をきたす状況が現れている。又、生育不良や過度な選定に寄り、本来の樹形が損なわれ、道路景観に悪影響を及ぼしている。

第4章 街路樹再生及び保全の基本的考え方

(6) 樹木の管理

①道路空間確保の為の選定管理・街路樹は「道路付属物」として法律に位置付けられており、車両及び歩行者の通行に支障となら無い様、道路空間を確保する必要が有る事から、成長した枝が道路標識や信号の視認を妨げ無い様、随時選定作業を実施する。

②落葉処理とリサイクル・落葉対策については、極力住民の理解と協力で処理を行う事を基本とし、腐葉土化に寄るリサイクルを行う。又、選定枝についてはチップ化し、花壇のマルチングに活用する等のリサイクルを行う。

③樹形の仕立て方法・整枝、選定に寄る樹木の仕立て方法は、自然相似樹仕立てを基本としたが、シンボル並木等、緑地及び道路空間が広く確保される緑道等は、自然樹形仕立て又は無選定とする。

④病虫害予防・街路樹の適正な生育の為、病虫害発生の計画的予防に努め、樹木の健全な育成を図る。

(7) 樹木の保護育成

①樹木の保護・街路樹の有る道路の改良に遭っては、次の場合を除き、原則として樹木の移植は行わず現地での保護に努める物とする。

- ・既存樹木が車道に有る時。
- ・街路樹の更新が望ましい路線（地域要望、樹種等）で有る時。
- ・前後の路線と連続性の有る街路樹にする事が妥当で有る時。
- ・街路樹が有る事に寄って、必要な有効幅員が確保され無い時。
- ・その他街路樹の健全な育成を確保する必要が有る時。

②地上工作物の設置場所・地上工作物（道路施設、街路灯、電柱、仮設工作物及び之らに付属する施設等）を設置する事を原則とする。

③歩道乗入口の設置に伴う移植・車両の歩道乗入口を設置する場合は、植樹柵や植樹帯に支障の無い様に設置する。担し、やむを得ず支障が有る場所に設置する必要が生じた時は、植栽基準に基づき、原因者負担で、新たな場所に植樹スペースを設置し、支障と成る樹木の移植又は代替木を植栽

し、道路環境の保全に努める。

④樹名板の設置・街路樹の名前を知る事は、寄り身近な物と成り、愛着が増す事から、緑化啓発の一つとして、緑道や歩行者の通行量が多い路線等への樹名板設置を進める。(ツリーウォッチング等)

⑤街路修景の推進・街路樹の根元の手入れに付いて、市民との協働に寄り、歩道花壇の造成を促進する事に寄り、花の街作りも進めて行く。

⑥地域住民への緑化に対する啓発活動・街路樹を育成し保全するには、地域住民の理解や愛着を育てる啓発を行う仕組み作りが必要だ。次世代を担う子供達への環境教育や広報誌、ホームページ、リーフレット等に寄り街路樹の効果や必要性等の街路樹に関する知識の普及啓発を進める。(みどりのネットワーク)本市の中心部は、緑豊かな公共空間が有る他、河川空間に囲まれ、その中心部周辺に広がる市街地には大小様々な公園が点在しており、それらが幹線道路や河川に寄り有機的に結び付く事に寄って形成されるネットワークの事。又、市街地外縁部からは田園風景が広がり、大雪山を始めとする山地丘陵地を望む景観に繋がって行くから、中心部から市街地、田園地帯、丘陵地帯へと広がる、本市のみどりの繋がりを保全し磨き上げて活用する事で、緑の魅力を高め、活力を生み出して行く取組を含む。